

【中国】烈士顕彰条例の改正

海外立法情報課 湯野 基生

＊2024年9月、戦没者等の烈士を顕彰し、その遺族の生活を保障する国務院法規が改正され、烈士に係る記念施設の整備、遺骨の保護、愛国主義教育への活用等の規定が強化された。

1 背景と経緯

中国では、革命運動、戦争、治安維持、災害救助への参加等のために没した者を「烈士」¹に認定し、その功績を顕彰し、その遺族の生活を保障している。関係事務を規定する烈士顕彰条例は、2011年に国務院で制定された行政法規であり、2018年、英雄烈士保護法²が全国人民代表大会で制定された後、同条例も2019年に一部改正されている。2021年、習近平国家主席は、中国共産党の歴史に関わる文化・観光資源³の活用を指示し、2022年、中国共産党等により「新時代の烈士顕彰業務の強化に関する意見」⁴が発出され、これと前後して、烈士の記念施設、埋葬、慰霊等に関する部門規則⁵が相次いで整備された。これらを踏まえ、烈士顕彰条例の改正が、2024年の国務院立法計画に盛り込まれた。2024年9月18日、同条例を全部改正する草案が国務院常務会議で決定され、同月27日に公布され、2025年1月1日に施行された⁶（国務院令第791号）。以下、主な改正内容を紹介する。

2 改正の概要

(1) 章構成

改正後の条例は、全8章70か条から成る。第1章：総則（第1条～第7条）、第2章：烈士の認定（第8条～第14条）、第3章：烈士顕彰金及び烈士遺族への弔慰・優遇（第15条～第31条）、第4章：烈士記念施設の保護及び管理（第32条～第44条）、第5章：烈士の遺骨及び遺品の保護（第45条～第52条）、第6章：烈士の事績及び精神の宣伝・宣揚（第53条～第57条）、第7章：法的責任（第58条～第66条）、第8章：附則（第67条～第70条）。

(2) 烈士の認定（第2章）

現在の烈士には、戦没者のほか、海外の平和維持活動や新型コロナウイルス感染症の医療対応等で殉職した者も含まれる⁷。烈士に認定するには、改正前の規定では、犯罪捜査、治安維持、

＊ 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年12月4日である。

¹ 建国の歴史に係る者、アヘン戦争（1840年）以降、国又は公共のために犠牲となった殉難者を含むとされる。

岡村志嘉子「中国の英雄烈士保護法」『外国の立法』No.279, 2019.3, pp.99-100. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11249611>>

² 同上, pp.97-110.

³ 中国語原文は「红色资源」。习近平「用好红色资源、赓续红色血脉，努力创造无愧于历史和人民的新业绩」2021.9.30. 求是网 <http://www.qstheory.cn/dukan/qs/2021-09/30/c_1127915721.htm>

⁴ 烈士の顕彰に係る法令の整備、烈士記念施設の機能強化、烈士の事績の思想教育への活用等の方針が示されている。「中共中央办公厅、国务院办公厅、中央军委办公厅印发《关于加强新时代烈士褒扬工作的意见》」2022.3.22. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/2022-03/22/content_5680612.htm>

⁵ 烈士記念施設保護管理規則（「烈士紀念設施保護管理辦法」2022.1.24. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/2022-01/26/content_5717850.htm>）、烈士慰霊規則（「烈士公祭辦法」2023.3.31. 退役军人事务部 <https://www.mva.gov.cn/gongkai/zfxgkpt/zhengce/guizhang/202304/t20230406_75794.html>）等が改正されている。

⁶ 「烈士褒扬条例」2024.9.29. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/content/202409/content_6977481.htm>

⁷ 烈士の名簿は、国務院の退役軍人事務部（部は日本の省に相当）及び省級政府の主管部門が運営するウェブサイトで公開されている。「烈士英名錄」中华英烈网 <https://www.chinamartyrs.gov.cn/shengji_lsylm/>

国や公共の財産保護、海外での平和維持、兵器開発実験等の活動中の殉職が要件とされていたが、今回の改正では、(要人警護等) 特殊警備、災害救助による殉職等が追加された(第8条)。そのほか、烈士と認定された者の遺族に対し、国务院退役軍人主管部門又は烈士認定機関から遺族の居住する県級政府の主管部門を通じ、烈士認定通知書が発行され(第11条)、認定等に異議のある組織・個人は、烈士認定機関への異議申立てができる(第14条)等が明記された。

(3) 烈士記念施設の整備(第4章)

烈士記念施設⁸は、その種類、規模、保護等級等に基づき保護範囲が決定され、敷地外から施設までの安全な距離、周辺環境の荘厳さの確保が義務付けられた(第35条)。県級以上の政府には、烈士記念施設の建設、修繕の強化等(第34条)を、同政府の関係部門には、烈士記念施設の保護、管理の遂行等(第36条)を、烈士記念施設には、烈士の追悼、記念教育活動の実施(第37条)を、同施設の保護組織には、専門性の高い職員⁹及び説明員の配置、展示員及び説明員のスキル向上等(第39条)を義務付けた。烈士記念施設の名称は、保護等級の決定時の名称に従い正しく表記されなければならない、国家級施設の名称を変更する場合は、国务院退役軍人主管部門が承認して公布し、国务院に備案(届出)を行う(第40条)とされた。

(4) 烈士の遺骨及び遺品の保護(第5章)

烈士の遺骨及び遺品は法的保護を受け(第45条)、国务院退役軍人主管部門は、烈士の遺骨の搜索、発掘、鑑定に係る全体計画等を策定し(第46条)、県級以上の政府の退役軍人主管部門が、烈士の遺骨の搜索、発掘、鑑定の調整を担当する(第47条)とされた。烈士と思われる遺骨を発見した組織及び個人には、県級政府の主管部門への報告を義務付けた(第48条)。対外交流を通じ、国外にある烈士の遺骨等を搜索する¹⁰国の方針が明記された(第51条)。

(5) 烈士の慰霊・顕彰(第6章)

各級政府は、烈士の事績及びその精神の宣揚を、社会主義精神文明の建設¹¹における重要な内容に位置付け(第53条)、県級以上の政府は、烈士記念日¹²に記念活動を行い、その遺族を招待し(第54条)、学校は、烈士の事績及び精神に係る教育を強化し、定期的に学生等を烈士記念施設に拝観させる(第55条)こと等が義務付けられた。烈士の慰霊制度及び儀礼規範を整備し、インターネット上での慰霊を提唱する方針等(第56条)を明示し、地方政府は、烈士の遺品、関係史料等の収集・整理、烈士名簿の編さん等を手配する(第57条)こととされた。

(6) 法的責任(第7章)

烈士の遺族を優遇する義務を履行せず、是正勧告を受けても改めない者に対する過料の額が引き上げられた(第60条)。また、烈士記念施設の保護範囲内で、烈士の記念と無関係の活動又は烈士のイメージ若しくは記念施設の環境・雰囲気損なう活動を行った場合(第64条)、烈士の遺骨の発掘、鑑定等を無断で行い、又は烈士の遺品を利用してその尊厳等を傷付けた場合(第65条)等に対する罰則が設けられた。

⁸ 陵墓公園、記念館、記念碑、記念広場、納骨堂等が含まれる(第32条)。記念施設の等級は、行政区分に従い、国家級、省級、区設市(下に区を設置する比較的大きな地市級の市をいう。)級、県級に区分される(第33条)。

⁹ 中国語原文は「研究館員」。業績等に応じて図書館、博物館等職員に与えられる職階のうち高位のものをいう。

¹⁰ 例えば、韓国から、朝鮮戦争の戦死者の遺骨の引渡しを受けている。「独家!大量在韩中国人民志愿军烈士遗骸搜寻鉴定细节曝光」2021.10.25. 退役军人事務部 <https://www.mva.gov.cn/sy/xx/bnxx/202110/t20211025_52165.html>

¹¹ 1979年以降、西側諸国の思想の流入等に対抗するため提唱されるスローガン。憲法第24条等に規定がある。

¹² 1949年9月30日、天安門広場に人民英雄記念碑を建設することが決定された。これにちなみ、9月30日を烈士記念日とすることが、2014年、全国人民代表大会常務委員会により決定された。「每日一词|烈士纪念日 Martyrs' Day」2024.9.30. 中国日报网 <<https://cn.chinadaily.com.cn/a/202409/30/WS66fa66cda310b59111d9c551.html>>